

## 『平成27年度税制改正大綱(4) 特定空家への特例措置を除外』

固定資産税に関しても、いくつかの改正が盛り込まれている。昨年12月に成立した空家対策特措法を受け、勧告の対象となった特定空家等に係る土地は、住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象から除外されることとなった。同特例は家屋の解体によって適用されなくなり、固定資産税の額が6倍にもなるため、これまで空家の放置を助長する一因となってきたが、今回の措置によって特定空家等の除去・適正管理が促されると予想される。

また、教育や福祉に携わる事業者を支援するため、以下の措置が新設される。

- 1) 非課税措置：事業所内保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税
- 2) 課税標準を価格の1/2とする措置：家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る固定資産税並びに社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税

加えて、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の用に供する固定資産に係る固定資産税の非課税措置について所要の措置を講ずる。

なお上記いずれにおいても、当該固定資産が市街化区域内に所在する場合には、併せて都市計画税も措置の対象となる。



## 『成果を上げた企業が4割も存在 中小企業の海外撤退—日本公庫』

日本政策金融公庫総合研究所が実施した中小企業の海外事業再編に関するアンケート調査で、海外から撤退する中小企業には成果が不振な企業だけでなく、一定の成果を上げた企業が4割も存在することがわかった。また、撤退後も約5割の企業が海外拠点を持ち、撤退経験を活用していることも明らかになった。

それによると、撤退拠点が存在した国・地域は、「中国」が45.3%で最も多く、業種では製造業が78.4%を占めた。撤退時期は「2010年以降」が45.1%で最多。最も重要な撤退理由は「製品需要の不振」が11.8%、「管理人材の確保困難」「現地パートナーとの不調和」が各10.6%と高い割合。撤退拠点の成果については、予想を下回った企業が6割に達した一方、一定の成果を上げた企業も4割あった。撤退による国内事業への影響は、「特に影響はなかった」が57.3%と最も多く、影響があったとする企業も、「良い影響」が「悪い影響」を上回った。撤退後も海外拠点を持つ企業は、半数近い46.5%に上った。現存する拠点がある国・地域は、「中国」が52.6%と最多。内容としては、撤退経験を「既存の海外拠点で活かした」「撤退後、新たに設置した海外拠点で活かした」とする割合が各41.7%と高かった。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。